

令和5年度 第4回議事録

井原市農業委員会

令和5年7月5日（水）

1 招集日時 令和5年7月5日(水) 午後3時00分

2 開会日時 令和5年7月5日(水) 午後3時00分

3 閉会日時 令和5年7月5日(水) 午後3時50分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏名	出欠等の別	議席 番号	氏名	出欠等の別
1	欠員		9	佐能直樹	出席
2	早川康史	出席	10	田中敏子	〃
3	田中昭和	〃	11	川上茂	〃
4	山岡宏子	〃	12	三村多美子	〃
5	石井昭子	〃	13	簀戸利昭	〃
6	澤木功	〃	14	佐藤千恵子	〃
7	金澤憲男	〃	15	森永忠義	〃
8	欠員		16	上野博幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏名	出欠等の別	担当 区域	氏名	出欠等の別
1	佐藤尚孝	出席	4	三宅勝志	出席
1	谷本悦久	〃	4	山本哲章	〃
2	斎藤俊二	〃	5	川上新太郎	〃
3	植田隆志	〃	5	川上哲雄	〃
3	黒木敬之介	〃	5	三宅英夫	〃

7 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
理事	岡本健治	主任主事	高村亮
局長	中山浩一	主事	端本春輝
主任主事	河合健祐	主事補	吉田真一

	氏名		氏名
傍聴人			

8 提出議案

議案番号	議 題
議案第 14 号	農地利用最適化推進委員候補者の決定について
議案第 15 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 16 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について
議案第 17 号	農用地利用集積計画の同意について

9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第 14 号	農地利用最適化推進委員候補者の決定について	承認
議案第 15 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 16 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について	許可
議案第 17 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	9番	佐 能 直 樹
井原市農業委員会委員	11番	川 上 茂

11 議事経過の概要

次のとおり

第 4 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 5 年 7 月 5 日 午後 3 時 00 分、会長が第 4 回 農業委員会の開会を宣した。

会 長 皆様こんにちは。先日の大雨で熊本県益城町の被害状況が報道されておりますが、田んぼには泥が入り、トマトにはカビが生えている様子が映し出されていきました。災害はいつどこで起こるか分からないので、個々が備えるしかありません。以前からお伝えしていますが、来年 4 月から相続登記が義務化されます。山林や田、畑などは数が多いので相続登記をしなければ災害が発生した際の復旧が遅れる原因になるため、皆様からも周知をしてもらえればと思います。

さて、新聞に女性ハンターが増えているという記事がありました。岡山県猟友会では、最盛期の 1976 年に 12,500 人程度の会員がいましたが、近年は 3,000 人台で推移しているということです。その反面、女性会員はこの 4 年間で 1.6 倍に増えて 118 人になったようです。女性ハンターもどんどん増えて、被害の減少に貢献してもらいたいと思います。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、9 番席の佐能直樹委員、11 番席の川上茂委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、農業委員、推進委員ともに全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 14 号農地利用最適化推進委員候補者の決定について、議案第 15 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 16 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 17 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしく申し上げます。

それでは、議案第 14 号農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題といたします。この案件は、推進委員に推薦されている方は、自己に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入席していただきます。では、名前を読み上げた方は退席してください。●番席●●委員、●●推進委員、●●推進委員、●●推進委員、退席願います。

(●●委員、●●推進委員、●●推進委員、
●●推進委員 退席)

会 長 この件について、事務局から説明願います。

事 務 局 議案第 14 号について朗読説明。

推薦のあった 10 名について、事務局で、農業委員会等に関する法律第 18 条第 4 項に基づく欠格事由の審査を行ったところ、欠格事由に該当する方はございませんでした。また、井原市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に

関する規則第4条の規定に基づく要件については、いずれの方も満たしていると考えております。

経緯につきましては、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するため、同法第19条の規定により農業者等に候補者の推薦を求めるとともに募集を行った結果、定数と同数の10名の推薦および応募がありました。7月20日開催予定の改選後の農業委員会総会において、委嘱する者を決定するにあたり、この度、その候補者を決定するものです。

会 長 この案件について、質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは承認と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、承認と決定いたしました。
では、●番席●●委員、●●推進委員、●●推進委員、●●推進委員に入席していただきます。

(●●委員、●●推進委員、●●推進委員、
●●推進委員 入席)

会 長 続きまして、議案第15号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第15号農地法第3条許可申請は3件で、すべて所有権の移転に関するものです。1番について説明します。

1番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●の交差点から東に 100mほどの場所で、●●●の隣にあります。申請地の隣には既に譲受人が耕作をしている畑があり、一体的に利用していくということで、問題はありません。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は●●●●から北へ 300mほどの山すそにあります。譲渡人は●●市に住んでおり、自分では管理することが難しいため、誰か管理してくれる方を探していたところ、知人から紹介のあった譲受人と話がまとまり今回の申請となりました。現在、譲受人は●●市に住んでおり、今後転入予定ではありますが、転入までの間も管理をしていきますということでありますので、問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。7月2日に牛舎で譲渡人にお話を伺いました。譲受人と譲渡人の関係は自宅が近所ということで、繁忙期には譲受人の会社で、譲渡人が手伝いをしているそうです。既に申請地付近を牛の放牧地として利用しており、申請地についても同様に利用するというので、特に問題はありません。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第16号農地法第4条・第5条許可申請についてを議題とします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第16号農地法第4条許可申請は2件、第5条許可申請は6件で、所有権の移転に関するものが3件、賃貸借権の設定に関するものが1件、使用貸借権に関するものが2件です。それでは、1番について説明いたします。

1 番の第 5 条の借受人●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、借受人は令和 5 年 3 月に一時転用許可を受けて、申請地北側への倉庫建設に伴う仮露天駐車場を整備しており、当初の計画では令和 5 年 6 月 30 日までが一時転用許可期限となっていた。しかしながら、期限内で事業を完了できなかったため、令和 5 年 8 月 31 日まで期限を延長するものです。なお、一時転用許可期間が一時的に切れ、数日間無許可となるため、始末書が提出されています。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。6 月 26 日に会長、●●委員、事務局 2 名と私の 5 名で現地確認を行いました。申請地は●●の南東に位置します。一時転用期間の延長ということで、問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。一時転用ということで、倉庫の建設が終われば、農地に戻りますし、期間の延長だけなので特に問題はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2 番の第 5 条の借受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、借受人は家族が増えて現在の住居が手狭になったため、申請地

を借り受けて自己用住宅を建築し転居するものです。なお、半年ほど前から宅地として利用していたため、始末書が提出されています。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●の●●●●の西側にあります。申請地の東は畑、北は水稻をされていますが、3種農地でもありますので、特に問題はありません。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は●●●●から北へ 500mほど、●●●●の東に位置します。譲受人と譲渡人は親子関係で、子が早く家を建てたいということで、造成をしてしまったということでした。排水経路も整っており、他の農地への影響はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人はアパート経営を行おうとする者で、申請地周辺は市街化が進み、住環境として適していることから、申請地を譲り受けて1棟10戸のアパートを建設し、収入を得るものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●の南側で●●の●●沿いにあります。隣地は田ですが、作付はされていませんでした。3種農地でもあり、問題はありません。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●の南側で、●●●●の●●と●●号線の間にあります。雨水は既存水路へ、生活排水は公共下水道へ排水されるため、特に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の第4条の申請人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、申請人は駐車場経営を行おうとする者で、申請地を露天駐車場として、近隣の方や隣の●●●●関係者に貸し出し、収益をあげるものです。以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●の隣にあります。東側に農地はありま

すが、既に水路が通っており排水に問題はありません。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。当番委員の説明のとおりです。露天駐車場ということで、排水は雨水のみですが、既存水路へ排水するということが問題はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は現在アパートに住んでいるが、手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建設し、転居するものです。なお、子どもの球技練習場として利用していたため、始末書が提出されています。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は4番から北へ200mほどの県道沿いにあり、現地は既に整地されていました。排水経路の整っているため、周辺農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は7～8年ほど前に、農地法第3条許可を受けて譲渡人が購入した場所になります。畑として利用するため農地改良を行いましたが、耕作されていないように見受けられたことから、指導を行ったという経緯もあります。転用自体に問題はなく、始末書の提出されているため致し方ないかと思えます。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、6番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 6番の第5条の借受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、借受人は現在アパートに住んでいるが、手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建設し、転居するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は5番から北へ100mほど進み、右折した先にある●●●●付近にあります。公共下水道も通っており、雨水は既存水路で排水するということで、問題はありません。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地の東西は耕作をされているので、用水の確保をお願いしました。特に問題はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、7番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 7番の第4条の申請人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、申請人は既存の墓地が急こう配な自宅の裏山にあるため、申請地を参拝及び維持管理に便利なよう、自宅近く移すものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●号線沿いにある●●●●の裏にあります。もともとのお墓は事務局の説明どおり自宅の裏山にあり、急傾斜で管理が難しいということでした。問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。当番委員の説明のとおりです。特に問題はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、8番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 8番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は農業用機械、資材及び肥料等を保管する場所が不足しているため、自宅に近い申請地を譲り受け、新たに農業用倉庫を建設するものです。
なお、約3年前に造成をしたということで始末書が提出されています。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●線を●●方面に進み、●●池を過ぎて右折した先にあります。現地は草が生えるということで、再生クラッシャーが敷いてありました。排水については、50cmほどのU字溝が新たに設置されておりました。用途が農業用倉庫ということもあり、始末書も提出されているため致し方ないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。先日、申請人と話をして無断で造成をしたことについての指導を行いました。転用許可が必要という意識がなく、安易にしてしまったということでした。周辺は原野化しており、転用自体は問題はないかと思えます。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

- 委 員 異議無しの声あり
- 会 長 それでは許可と決定してよろしいか。
- 委 員 異議無しの声あり
- 会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第 17 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明願います。
- 事 務 局 令和 5 年 7 月 12 日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。
以上です。ご審議の程、よろしく願います。
- 会 長 この件についての質問を求めます。
- 委 員 無しの声あり
- 会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。
- 委 員 異議無しの声あり
- 会 長 それでは同意と決定してよろしいか。
- 委 員 異議無しの声あり
- 会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。
以上をもちまして、本日提案されました 4 件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後 3 時 50 分